

東日本国際大学 健康福祉学部

社会福祉学科履修規程

(目的)

第1条 本規程は、東日本国際大学学則（以下「学則」という。）第33条に基づき、本学健康福祉学部社会福祉学科における授業科目（以下「科目」という。）の種類・単位数及び履修方法等に関する必要事項を定める。

(学期)

第2条 年間の授業は、毎年度始めに定める学年暦（授業暦）によって行い、春学期（4月～9月）及び秋学期（10月～3月）の2学期とする。

(科目)

第3条 科目は、学則第25条に基づいて開設し、各科目の種類と履修年次は別に定めるカリキュラム表による。

2 科目によっては、集中講義で行う科目もある。

(履修科目の登録)

第4条 履修科目は、指定された日時までに履修届により登録しなければならない。

2 登録していない科目は、履修することができない。

3 すでに単位を修得した科目の登録、及び授業時間を重複しての登録はすべて無効となる。

4 演習・実習及び卒業研究の履修については、第1項により登録するとともに指定された諸届を提出しなければならない。

5 指定された日時までに履修科目の登録をしない者は、当該学期の修学の意思がないものとみなす。

6 履修者が予め定められている科目、及び選考等によって履修者が定められた科目については、定められたもののほか登録することができない。

7 各学年における標準履修単位数は以下のとおりとする。

1年次～3年次は38単位

4年次は10単位

8 各学年における年間の総履修単位数については、49単位を上限とする。なお前年度GPA3.7以上の成績を収めた者は申請により、さらに4単位を登録することができる。ただし、「資格関連科目」及び集中講義科目の単位数は、この上限に含めない。また、特別の事情があるときは、この限りではない。

(科目の履修)

第5条 科目は、当該年次（学年）及び下級年次（学年）に配当されているものに限り履修することができる。

2 必修科目は、必ず履修しなければならない。

3 選択必修科目は、条件を満たすように必ず履修しなければならない。

(他学部開講科目の履修)

第5条の2 他学部にも開講されている科目の履修については、12単位を限度として当該学部長の許可を得て履修することができる。

2 他学部開講科目の履修によって修得した単位は、在籍する学部において卒業要件単位に含める。

3 修得単位は、同科目区分で認定する。

(進級要件)

第6条 3年次から4年次への進級に際しては、原則、次に掲げる要件を満たしていることを必要とする。

- (1) 修得単位数が70単位以上であること。
- (2) 下記必修科目の単位を修得していること。

①福祉環境論

(卒業に要する単位数)

第7条 卒業に要する単位数は、学則第39条に基づき下記科目を含み124単位以上とする。

- (1) 教養科目
必修5科目10単位及び選択必修2科目（外国人留学生入試で入学したもの、またそれ以外の入試区分であっても日本語を第一言語としないものは4科目）4単位を含め24単位以上
- (2) 共通専門基礎科目
必修13科目22単位を含め60単位以上
- (3) 専門科目
必修8科目16単位を含め40単位以上

(実習・演習の時間数)

第8条 国家試験受験資格を取得するために必要な指定科目のうち、演習、実習については次に掲げる時間数を必要とする。

- (1) 社会福祉士国家試験受験資格の指定科目
 - ①ソーシャルワーク演習 1単位（30時間）
 - ②ソーシャルワーク演習（専門・社福）Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ 4単位（120時間）
 - ③ソーシャルワーク実習指導（社福）Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ 3単位（90時間）
 - ④ソーシャルワーク実習（社福） 5単位（240時間）
- (2) 精神保健福祉士国家試験受験資格の指定科目
 - ①ソーシャルワーク演習 1単位（30時間）
 - ②ソーシャルワーク演習（専門・精神）Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ 3単位（90時間）
 - ③ソーシャルワーク実習指導（精神）Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ 3単位（90時間）
 - ④ソーシャルワーク実習（精神） 5単位（210時間）
- (3) 介護福祉士国家試験受験資格の指定科目
 - ①介護総合演習ⅠA、ⅠB、ⅡA、ⅡB 4単位（120時間）
 - ②介護実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ 10単位（450時間）
 - ③医療的ケアⅠ、Ⅱ 6単位（50時間）

(実習・演習の履修方法)

第9条 国家試験受験資格を取得するために必要な指定科目のうち、演習、実習の履修方法は、本条各号に定める通りとする。

- (1) 社会福祉士国家試験受験資格を取得する場合
 - ①ソーシャルワーク実習（社福）を履修しようとする者は、事前にソーシャルワーク実習指導（社福）Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを履修登録し、事前指導を受けておかなければならない。
 - ②ソーシャルワーク実習（社福）を履修しようとする者は、予め当該科目の履修登録をしておかなければならない。
 - ③ソーシャルワーク実習（社福）を履修しようとする前年までに、ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門・社福）Ⅰの単位を取得し、かつソーシャルワーク演習（専門・社福）Ⅱ、Ⅲも実習当該年度に履修し、さらにソーシャルワーク演習（専門・社福）Ⅳも履修しなければならない。
 - ④その他、実習委員会の定める実習着手要件を予め満たしておかなければならない。
- (2) 精神保健福祉士国家試験受験資格を取得する場合
 - ①ソーシャルワーク実習（精神）を履修しようとする者は、事前にソーシャルワー

ク実習指導（精神）Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを履修登録し、事前指導を受けておかなければならない。

②ソーシャルワーク実習（精神）を履修しようとする者は、予め当該科目の履修登録をしておかなければならない。

③ソーシャルワーク実習（精神）を履修しようとする前年までに、ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門・精神）Ⅰの単位を取得し、かつソーシャルワーク演習（専門・精神）Ⅱ、Ⅲも実習当該年度に履修しなければならない。

④その他、実習委員会の定める実習着手要件を予め満たしておかなければならない。
(3) 介護福祉士国家試験受験資格を取得する場合

①介護実習を履修しようとする者は、事前に介護総合演習ⅠA、1B、ⅡA、ⅡBを履修登録し事前指導を受けておかなければならない。

②介護実習を履修しようとする者は、予め当該科目の履修登録をしておかなければならない。

③介護実習を履修しようとする者は、介護過程Ⅰ、Ⅱ、Ⅲも履修しなければならない。

④その他、実習委員会の定める実習着手要件を予め満たしておかなければならない。

(4) 実習費用

ソーシャルワーク実習（社福）・ソーシャルワーク実習（精神）ならびに介護実習を履修しようとする者は、定められた期日までに実習費を納めなければならない。

(成績不良者)

第10条 成績不良者に対して学部長は、随時本人及び保証人に注意を与えることがある。

2 成績不良者として次の基準を定める。

(1) 正当な理由がなく当該年度に登録した履修単位数の2分の1を修得できなかった者。

3 年間GPAが1.0未満なおかつ年間取得単位数が10単位を下回り、それが3年間続いた学生は、退学勧告を受ける。

(公認欠席)

第11条 忌引き（3親等以内）・伝染性疾患（学校保健安全法施行規則第18条等に規定する感染症）により公認欠席をする場合は、所定の用紙により科目担当教員に届け出なければならない。

2 実習・就職試験等で欠席をする場合、及び本学が認定した学生団体に所属する学生関係教職員をとおして所定の手続きを経たのち、本学を代表して学外各種行事に参加するために欠席をする場合は、公認欠席とする。

3 公認欠席をする場合は、予め所定の用紙により関係教職員の承諾を得たうえで科目担当教員に届け出なければならない。

(国家試験受験に必要な科目)

第12条 国家試験受験を取得するために必要な指定科目は、別表(一)・(二)・(三)・(四)・(五)に記載のとおりとする。

附 則

本規程は、平成16年4月1日から施行する。

本規程は、平成16年6月16日から施行する。

本規程は、平成17年4月1日から施行する。

本規程は、平成19年8月1日から施行する。

本規程は、平成20年4月1日から施行する。

本規程は、平成21年4月1日から施行する。

本規程は、平成22年4月1日から施行する。

本規程は、平成23年4月1日から施行する。

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

本規程は、平成25年4月1日から施行する。

本規程は、平成27年4月1日から施行する。

本規程は、平成28年4月1日から施行する。

本規程は、平成29年4月1日から施行する。

本規程は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、この規程の第8条(3)、第9条(3)については、平成30年度1年次入学生から適用する。

本規程は、平成30年9月1日から施行する。

ただし、この規程の第4条7項については、全在籍者に対し平成30年度を基準年とし平成31年度4月1日以降の履修登録から適用する。また、第10条3項については、平成30年度1年次入学生から適用し、それ以前に入学した在籍者については適用しない。

本規程は、平成31年4月1日から施行する。

本規程は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、この規程の第8条、第9条については、令和3年度1年次入学生から適用する。

また、令和3年度3年次への編入学生等及び令和4年度3年次への編入学生等については、社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格を取得するために必要な指定科目として、別表(三)(四)に記載のとおり、科目の読替えを行う。

本規程は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、この規程の第12条については、平成30年度入学生が留年等で令和4年度以降在籍した場合、介護福祉士国家試験受験資格を取得するために必要な指定科目として、別表(五)の科目について別表(六)に記載の科目に読替えを行う。

特に別表(五)の「人間関係とコミュニケーションⅠ」については、別表(六)の「人間関係とコミュニケーション」と読み替えるものとする。